

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り

5,000億円規模で
徹底的に支援



設備投資・販路開拓

サプライチェーンの
毀損等にも対応



経営環境の整備

相談窓口の設置等で
経営を下支え



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または、右のQRコードよりご確認ください。



目次

0. 経営相談窓口の開設 2

1. 資金繰り支援

- ①セーフティネット保証4号・5号 3
- ②セーフティネット貸付の要件緩和 4
- ③衛生環境激変対策特別貸付 5
- ④金融機関等への配慮要請 6

2. 設備投資・販路開拓支援

- ①生産性革命推進事業 7、8
 - ものづくり・商業・サービス補助
 - 持続化補助
 - IT導入補助

3. 経営環境の整備

- ①下請取引配慮要請 9
- ②雇用調整助成金の特例措置 10
- ③現地進出企業・ 11
 - 現地情報及びジェトロ相談窓口
- ④輸出入手続きの緩和等について 12

経営相談窓口の開設

1月29日（水）より中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応。

どんな内容の相談ができるの？

例えば以下の様なご相談をいただいております。

①観光バス事業を展開。2月からの予約が全てキャンセル。従業員への給与支払い等資金繰りに不安がある。

→資金繰りに関し、日本政策金融公庫の貸付制度や信用保証協会の保証制度をご案内するとともに、各窓口をご案内。従業員給与関連では、雇用調整助成金の特例をご案内。

②インバウンド向け免税店を展開。コロナウィルスの影響で中国、韓国等からの利用客が激減。

→今後の経営の相談先として、よろず支援拠点をご紹介します。

上記はあくまで一例です。

まずは一度、経営相談窓口までご連絡ください。

【お問合せ先】新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット保証 4号・5号

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
（売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合）

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。
（売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合）

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

SN 4号：3月2日（月）に全都道府県を指定する予定です。

SN 5号：3月第1週に追加業種を決定し、経済産業省及び中小企業庁HPにて公表予定です。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。

②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

【お問合せ先】最寄りの信用保証協会

※経済産業省HP特設ページ内の「最寄りの信用保証協会」または右のQRコードよりご確認ください。



セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【金利】

基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】

運転資金

【融資限度額】

別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

金融機関等への配慮要請

2月7日（金）に新型コロナウイルス感染症により、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないよう、関係機関と連携し、政府系金融機関等に対して要請を行いました。

どんな配慮を要請しているの？

政府系金融機関等に以下の配慮を要請しております。

- ① 適時適切な貸出
- ② 返済猶予等の既往債務の条件変更
- ③ 企業の実績に応じた十分な対応
- ④ セーフティネット貸付の活用（日本政策金融公庫および沖縄振興開発金融公庫に対して）

なお、民間金融機関に対しては、2月7日（金）、金融庁から、事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を要請しております。

【お問合せ先】

中小企業庁 事業環境部 金融課：03-3501-2876

金融庁 監督局総務課 監督調査室：03-3506-6373

生産性革命推進事業

生産性革命推進事業（令和元年度補正予算3,600億円）において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援します。

具体的には、

- ①ものづくり・商業・サービス補助金
- ②持続化補助金
- ③ I T 導入補助金

の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。

詳細は、今後速やかに下記 H P に掲載いたします。

（中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト）

<https://seisansei.smrj.go.jp>



① ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者

【補助上限】 原則1,000万円

【補助率】 中小1/2 小規模2/3

【想定される活用例】

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

② 持続化補助

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

【対象】 小規模事業者

【補助額】 ～50万円

【補助率】 2/3

【想定される活用例】

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

③ IT導入補助

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者 等

【補助額】 30～450万円

【補助率】 1/2

【想定される活用例】

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、事業継続力強化に資するコミュニケーションツールの導入が必要

下請取引配慮要請

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を発出。

どんな配慮を要請しているの？

業界団体等（1,129団体）を通じ、親事業者に対して以下の配慮を要請しております。

- ① サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。
- ② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。
- ③ 下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、どこに相談すればいいの？

【お問合せ先】

下請かけこみ寺：0120-418-618 までご連絡下さい。

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用します。

【特例の対象となる事業者】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主

【特例措置の内容】

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年3月31日まで可能。
- ②生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。

詳細は、 厚生労働省 雇用調整助成金  で検索

<https://www.mhlw.go.jp/content/000596026.pdf>

【お問合せ先】最寄りの都道府県労働局

※経済産業省HP特設ページ内の「雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」または右のQRコードよりご確認ください。



現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口

① 資金繰り

② 設備投資・販路開拓

③ 経営環境の整備

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

① 操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大などを打ち出しています。

② ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地のコロナウイルス関連情報をご確認いただけます。

③ 新型コロナウイルス関連相談窓口

ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）
東京03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいています。

- （１）新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
- （２）中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、 **ジェトロ** 検索、または、

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下のとおりまとめました。

1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。

2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合

→ 有効期間の延長を申請することが可能です。

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合

→ 令和2年3月31日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年3月31日まで履行期限を延長します。

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

【お問合せ先】

本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等

※連絡先は経済産業省HP特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認ください。

